

ネットとうほく 2016 (検) 第9号-1

平成29年 9月 28日

〒982-0251

宮城県仙台市太白区茂庭字合ノ沢南39-1

仙台OCビル1F

OGATAトラストトレーディング株式会社 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1丁目2-40

ブライトシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



申入書

当団体は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士、学識者等で構成している特定非営利活動法人です。平成29年4月25日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用等に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

この度、ネットとうほくに対して、貴社の売買契約書の車輛売買約款に関する情報提供がありました。ネットとうほくにおいて、貴社の売買契約書について検討を行った結果、同契約書には、消費者契約法に違反する不当な内容が記載されているということが判明しましたため、下記の通り申入れをいたします。

つきましては、本書面到達後1か月以内に、申入れに対する回答を書面にて

当団体まで送付頂きますようお願いいたします。なお、本件申入れの経緯、本申入書及び貴社からの回答の有無、内容等は消費者契約法27条に基づき、別紙「消費者市民ネットとうほくの「申し入れ」等における活動方針と公表ルールについて」に沿って公表させていただくことを念のため申し添えます。

第1 申入れの趣旨

- 1 貴社の売買契約書車両売買約款9条2項を削除または適正な内容に是正してください。

第9条 本契約解約

- 2 前項の解約（キャンセル）を申し出た場合、売主は解約料（キャンセル料）として本契約書表面記載の売買代金の5%を買主に支払わなくてはならないものとする。ただし、5万円を解約料（キャンセル料）の下限金額とする。なお、本契約締結後、買主側で生じた費用に関しては、売主は、買主から損害賠償を請求されても、一切の異議を申し立てないものとする。

- 2 貴社の売買契約書車両売買約款10条4項を削除または適正な内容に是正してください。

第10条

- 4 前項において売主が振込代金を返還しない場合、または本車両を引取らない場合、買主は本車両を任意に処分することができるものとし、これを売主は予め承諾し、一切の異議ならびに損害賠償の請求を行わないこととする。

- 3 貴社の売買契約書車両売買約款11条2項を削除または適正な内容に是正してください。

第11条 本車両の返還

- 2 前項について、売主は買主に対し、一切の異議ならびに損害賠償の請求を行わないものとする。

第2 申入れの理由

- 1 売買契約書車両売買約款9条2項について

- (1) 本条項は、売主（消費者）が契約の解約（キャンセル）を申し出た場合、売主（消費者）に対して、解約料（違約金）及び買主（貴社）側に生じた費用を請求できるものと定めております。
- (2) しかしながら、当該消費者契約の解除に伴う損害賠償予定額又は違約金を定める条項は、これらを合算した額が、「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」部分は無効となります（消費者契約法9条1号）。
- (3) 特に、解約（キャンセル）の時期や売買代金の額にかかわらず、最低5万円のキャンセル料を支払わなくてはならないとする点については、平均的損害の額を超える部分が含まれていると評価せざるを得ません。
- (4) したがって、削除または貴社に生ずる平均的な損害を超えない範囲で損害賠償予定額又は違約金を定めるなど、適正な内容に是正してください。

2 売買契約書車両売買約款10条4項について

- (1) 本条項は、買主（貴社）が約款10条1項に基づき本契約を解除した場合において、売主（消費者）が振込代金を返還しない場合、または本車両を引取らない場合、買主（貴社）が本車両を任意に処分することができ、これを売主（消費者）が予め承諾し、一切の損害賠償請求を行わないものと定められております。
- (2) この点、本契約が約款10条1項により解除された場合、買主（貴社）は民法545条1項に基づき原状回復義務を負い、本車両の所有権は、売主（消費者）に戻るようになります。
しかしながら、約款10条4項は、売主が所有権を有する車両について、契約時に処分を承諾させ、これを貴社が任意に処分できるとしており、買主による所有権侵害を是認し、実質的には自力救済を認める規定となっており、この点において、「法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」（消費者契約法10条）として無効になる可能性があります。

また、一切の損害賠償請求を行わない点についても、「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」（消費者契約法8条1項1号）及び「消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」（消費者契約法8条1項3号）として無効となります。

(3) したがって、本条項を削除するなど、適正な内容に是正してください。

3 売買契約書車両売買約款11条2項について

(1) 本条項は、売主（消費者）又は買主（貴社）が契約の解約・解除をなした場合において、本車両を現状有姿のまま返還するものとし、売主（消費者）が買主（貴社）に対し、一切の損害賠償請求を行わないものと定められております。

(2) しかしながら、「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」（消費者契約法8条1項1号）及び「消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項」（消費者契約法8条1項3号）は無効となります。

(3) したがって、本条項を削除するなど、適正な内容に是正してください。

以上